

意見案第3号

北海道立学校に生理用品を無償設置することを求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び富良野市議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）第13条の規定により提出する。

令和3年9月14日

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 富良野市議会議員 | 大西三奈子 |
| 賛成者 | 同        | 松下寿美枝 |
|     | 同        | 大栗民江  |
|     | 同        | 天日公子  |
|     | 同        | 水間健太  |
|     | 同        | 佐藤秀靖  |
|     | 同        | 宮田均   |

—提出先— 北海道教育委員会教育長

## 北海道立学校に生理用品を無償設置することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症が確認されてから 1 年以上が過ぎ、長引く感染対策の中で、生理の貧困についての問題が、日本国内のみならず世界中で取り上げられるようになった。コロナ禍で明るみになった課題であるが、生理は女性の健康上の課題として今後も続いていくことであり、「貧困への支援」とは一線を画し、男女が性別に関係なく、ともに活躍できる社会を目指し、誰一人取り残されることのない持続可能な地域社会づくりの実現に向けて取り組みを推進する必要がある。

女性は生涯に渡り初潮から閉経するまでの期間、毎月定期的に起こる生理に対し心身に係る負担を抱えており、思春期や成長期にある生徒などが、安心して学校生活を送れるよう、生理に対する心理的負担を軽減するための環境整備が急務となっている。また、男女がお互いの性を理解・配慮し、尊重し合える社会の実現に向けて、性教育を充実させることも重要である。

よって、北海道教育委員会においては、全ての生徒が安心して学校で学び、健やかに成長していけるよう、以下の項目の実現を強く要望する。

### 記

1. 北海道立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）において、生活必需品としてトイレ等に生理用品を無償設置するために必要な予算の確保・拡充を図ること。
2. 男女がともに性の尊重をし合える社会の実現に向けて、性教育の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 22 日

富良野市議会